

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成24年2月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

石巻市 市長 亀山 紘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

石巻市役所本庁舎

石巻市穀町14番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

石巻市 市長 亀山 紘

石巻市穀町14番1号

4 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ステップ 代表取締役 和賀井 啓之

石巻市鹿又字道的前60番地の1

株式会社はなき 代表取締役 岡 芳正

石巻市中里五丁目2番4号

株式会社高砂長寿味噌本舗 代表取締役 高砂 光延

石巻市三和町16番17号

株式会社高政 代表取締役 高橋 正典

牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番36

タカダファッション株式会社 代表取締役 鬼頭 元彦

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目6番11号

有限会社詩仙堂 代表取締役 田村 均

山口県岩岡市麻里布町一丁目3番15号

有限会社杉山商店 代表取締役 杉山 梅治

石巻市千石町2番13号

株式会社大井宝石店 代表取締役 大井 祐

仙台市青葉区一番町三丁目10番21号

(変更後) 株式会社ステップ 代表取締役 和賀井 啓之
石巻市鹿又字道的前60番地の1
株式会社はなき 代表取締役 岡 芳正
石巻市中里五丁目2番4号
株式会社高砂長寿味噌本舗 代表取締役 高砂 光延
石巻市三和町16番17号
株式会社高政 代表取締役 高橋 正典
牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番地36
タカダファッション株式会社 代表取締役 鬼頭 元彦
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目6番11号
有限会社杉山商店 代表取締役 杉山 梅治
石巻市千石町2番13号
有限会社小野友 代表取締役 小野 洋子
石巻市立町一丁目5番13号
有限会社キムラふとん店 代表取締役 木村 雅俊
石巻市中央二丁目4番16号
有限会社宮イチ 代表取締役 伊藤 匡章
名取市大手町四丁目8番10号
ペパーミントムーン 代表 阿部 久美子
石巻市大街道北四丁目5番19号

5 変更の年月日

有限会社詩仙堂については平成23年4月20日
株式会社大井宝石店については平成23年4月30日
有限会社小野友については平成23年7月27日
有限会社キムラふとん店については平成23年9月3日
有限会社宮イチについては平成23年9月26日
ペパーミントムーンについては平成23年10月23日

6 届出年月日

平成24年1月26日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

8 縦覧期間

平成24年2月15日から平成24年6月15日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。